

委員会提出議案第4号

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成29年9月6日提出

南相馬市議会議長 細田 廣 様

提出者 建設経済常任委員長
渡部 一夫

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書（案）

米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家が「これではつくり続けられない」という状況が生まれています。また「安い米」の定着によって、生産者だけでなく米の流通業者の経営も立ち行かない状況となっています。

こうした中で政府は、農地を集積し、大規模・効率化を図ろうとしていますが、この低米価では規模拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機に陥りかねません。

平成 25 年度までは、主要農産物（米、麦、大豆など）の生産を行った販売農業者に対して、生産に要する費用（全国平均）と販売価格（全国平均）との差額を基本に交付する「農業者戸別所得補償制度」がとられ、多くの稲作農家の再生産と農村を支えていました。

平成 26 年度からは「経営所得安定対策」に切り替わり、米については 10 アール当たり 7,500 円の交付金へと引き下げられ、稲作農家の離農が加速し、地域がいっそう疲弊しています。しかも、この制度も平成 30 年産米から廃止されようとしています。

これでは、稲作経営が成り立たないばかりか、水田の持つ多面的機能も喪失し、地域経済をますます困難にしてしまうことは明らかです。いまこそ欧米では当たり前となっている、経営を下支えする政策を確立することが必要だと考えます。

よって、南相馬市議会は、当面生産費を償う農業者戸別所得補償制度を復活させて、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 29 年 9 月 6 日

福島県南相馬市議会議長 細 田 廣

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

農林水産大臣 様